

宇都宮市スポーツを活用したまちづくりに係る調査・支援業務委託事業者募集要項

1 趣 旨

- ・ 本市では、市民のスポーツ振興やスポーツを活用した観光振興・交流人口等の増加を図るとともに、研究機関や事業者・関係団体などの多様な主体が連携し、スポーツと様々な分野を連携・融合できる機会や場を創出するなど、スポーツが有する多面的価値を最大限に高める取組を推進することで、市民のウェルビーイングの向上やシビックプライドの醸成を図り、「スポーツのまち うつのみや」の実現を加速化させていきたいと考えている。
- ・ このため、ライフステージに応じた生涯スポーツの推進などの「①ひとづくり」の取組や、国際的スポーツイベントの誘致・開催やプロスポーツチームと連携した地域活動などの「②魅力創造・交流」の取組充実に加え、これらの取組の更なる高度化などに寄与し、スポーツの成長産業化にもつながる「③研究・産業」の取組の新たな推進、各取組を下支えする「④基盤づくり」の強化を柱とした「スポーツを活用したまちづくり推進ビジョン（以下、「ビジョン」という。）」を令和6年1月に策定した。
- ・ ビジョンの実現に向けては、本市の豊富な地域資源を活かしながら、スポーツを核とした様々な取組を分野横断的に展開していくことや、全市的な共通認識のもとで各種取組を効果的に展開していく必要がある。また、そのためには、スポーツや観光、産業等の各種関係団体、大学、行政など、多様な主体が連携し、本市が進むべき方向性の共有や地域課題の解決に向けた議論、スポーツと様々な分野を掛け合わせた新たな事業の創出などを推進する体制の構築が必要と考えている。
- ・ 新たな事業の創出や推進体制の構築に向けては、本市の地域資源や特性、スポーツを取り巻く多種多様なステークホルダーの状況、民間企業の動向、スポーツを活用したまちづくりに係る最新の知見など、多角的な視点を捉えて検討を進める必要があることから、民間のノウハウや企画力、ネットワーク力、情報発信力等を活用することとし、委託事業者については、公募型プロポーザルにより決定することとする。
- ・ 本募集要項は、「宇都宮市スポーツを活用したまちづくりに係る調査・支援業務」の業務委託事業者を選定するための必要事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

宇都宮市スポーツを活用したまちづくりに係る調査・支援業務

(2) 業務内容

宇都宮市スポーツを活用したまちづくりに係る調査・支援業務委託仕様書を参照

(3) 業務場所

所在地 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

(4) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日までとする。

3 企画提案上限額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すため、参考として示すものであり、この金額を超えて企画提案書が提出された場合は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

4 参加資格

(1) 参加資格

企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- ① 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- ② 本市の令和3～令和6年度入札参加有資格者名簿（物品製造・販売・委託業務・その他）の業種区分「調査・分析等業務（コードP-8575）」または、「その他の業務（コードP-8580）」に登録されている者。または、上記業種区分に令和6年7月1日までに登録（申請受付期日：令和6年6月5日）が完了する見込みである者。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当しないこと。
- ④ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者。
- ⑤ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われている者でないこと。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- ⑦ 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑧ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその利益となる活動を行う者でないこと。

(2) 参加申請書の提出

参加者は、以下のとおり「参加申請書」を提出しなければならない。

- ① 提出書類 【様式1】参加申請書
- ② 提出期限 令和6年6月7日（金）（正午必着）まで
- ③ 提出場所 宇都宮市 総合政策部 政策審議室 スーパースマートシティ政策グループ
(Mail) u2005@city.utsunomiya.tochigi.jp
- ④ 提出形式 電子データ
- ⑤ 提出方法 上記アドレス宛に電子メールにて送信すること。

5 企画提案書作成に関する質問

(1) 提出方法

質問事項を「【様式2】質問書」に明記し、令和6年6月7日（金）（正午必着）までに、電子メールにて提出。※ 提出先は「4（2）参加申請書の提出」を参照

(2) 回答

質問の回答は文書で回答するものとし、宇都宮市のホームページにて周知する。また、個別に対して回答はしない。回答日は令和6年6月14日（金）を予定。なお、質問に対する回答は、本要項に対する追加又は修正とみなす。

6 企画提案関係書類の提出

(1) 提出書類「提案関係書類」

「7 提案関係書類作成要領」に従い作成すること。

項番	書類名	部数	様式
1	企画提案書（紙媒体）	1 2部	任意様式
2	企画提案書（電子データ）CD-R又はDVD-R ※ Microsoft office Word・Excel・PowerPoint	1部	任意様式
3	見積書	1部	任意様式
4	会社概要	1部	

(2) 提出期限

令和6年6月21日（金）午後5時00分まで【必着】

(3) 提出方法

提案は1案とし、「提案関係書類」の提出は、持参又は郵送により提出すること。その他の方法による提出は無効とする。なお、「提案関係書類」を持参する場合の受付時間は、本市の閉庁日を除く各日午前9時00分から午後5時00分までとする。

また、要求した内容以外の書類等については受理しない場合があるほか、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(4) 疑義の照会

提案関係書類の内容については、後日、本市から疑義照会等を行うことがある。

(5) 提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(6) 提案辞退

提案の辞退を希望する場合は、令和6年6月21日（金）までに、「【様式3】辞退届」を電子メールにより提出すること。なお、辞退は自由であり、今後、当該辞退による不利益は生じない。

(7) 関係書類の提出先

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市 総合政策部 政策審議室 スーパースマートシティ政策グループ（宇都宮市役所5階）

(Tel) 028-632-2118 (Mail) u2005@city.utsunomiya.tochigi.jp

(8) 留意事項

① 「提案関係書類」の取扱い

- ・ 提案関係書類の提出後から契約候補者の選定までの間は、提案関係書類に記載された内容の追加及び変更については一切認めない。ただし、本市が提案関係書類の差し替え、変更又は取り消しを認めたときはこの限りではない。
- ・ 提出された提案関係書類は一切返却しない。
- ・ 提出された提案関係書類は複製する場合がある。

② 「提案関係書類」の公開

提出された提案書等は、宇都宮市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となり、正当な事業活動における自由を保障する観点から非公開とすべき部分を除き、公開される場合がある。

③ 「提案関係書類」の表現方法

提案関係書類は、専門的知識を有しない者であっても理解し易いものとする。

7 提案関係書類作成要領

提案書は、以下に示す構成に従い作成すること。

- ・ 表紙、目次、本編で構成すること。
- ・ 原則として、A4判、横書きで作成すること。（縦型又は横型いずれかで統一のうえ、縦型にあっては左綴じ、横型にあっては上綴じとする。）
- ・ 図・表等は、A3判（折込み）を可とする。

(1) 表紙

表紙に「宇都宮市スポーツを活用したまちづくりに係る調査・支援業務提案書」と題名を記載し、提出日、提案者名を記載すること。

(2) 目次

目次を作成のうえ、参照先の頁番号を記載すること。

(3) 本編

本編は、以下の記載項目一覧の順序、内容に従い作成することとし、全ての項目について漏れなく記載すること。

＜提案書の記載項目一覧＞

目次 番号	記載項目	記載内容
1	提案者概要	<ul style="list-style-type: none"> 事業者の名称，代表者名，所在地，従業員数，組織図，事業概要 担当者氏名，連絡先（本店・支店又は営業所の名称，所在地，電話番号，Eメールアドレス）
2	業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 配置予定の業務主任担当者等，本業務遂行に関連する業務の経験年数，実績 メンバーの人数，所属・職位，業務実績，手持ち業務（令和6年6月1日現在，契約金額100万円以上），役割分担，作業内容，メンバー間の連携，指揮系統
3	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体等での類似業務実績を記載すること。なお，可能であれば，自治体名，業務の成果についてもあわせて示すこと。 実績がない場合は，「なし」と記載すること。
4 提案を求める事項		
(1) 産学官連携による推進体制の整備		
<ul style="list-style-type: none"> ビジョン策定の背景，趣旨を踏まえるとともに，産学官の多様な主体の参画を促す効果的な手法や，持続可能な運営手法，プラットフォームの整備に向けて想定される具体的なプロセスについて提案すること。 「設置準備会」及び「プラットフォーム」の開催にあたり，円滑な会議開催や，関係者の機運を醸成する仕掛け，関係者間の調整の手法など，効果的な支援策について提案すること。 		
(2) プラットフォーム運営の要として相応しい人材の発掘，確保等		
<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム運営の要として想定される人材の確保に向け，提案者が有する有益なネットワークやノウハウについて提案すること。 本市が想定するプラットフォームのイメージに相応しいと考えられるコーディネーターの人材像（業種や人数，規模，機能など）及び候補者について提案するとともに，その理由，効果を記載すること。 		
(3) スポーツを活用したまちづくりに資するモデル事業の提案及び実施支援		
<ul style="list-style-type: none"> モデル事業の導出のプロセスを提案するとともに，関係者間の連携強化に向けたノウハウなど，事業の実施支援の具体的な手法について，提案者の実績も踏まえ，提案すること。 		
(4) 「スポーツのまち うつのみや」のブランディングに向けた機運醸成を促進するセミナーの実施		
<ul style="list-style-type: none"> ビジョン策定の背景や趣旨等を踏まえ，「スポーツのまち うつのみや」のブランディングに有益であると考えられるセミナー内容（想定されるセミナーのテーマ，プログラム案，講演者など）について提案すること。 		

(5) 東部スポーツウェルネスラインにおける土地利用等調査業務

- ・ 効果的な土地利用の検討に係るノウハウ，機能の導出のプロセスについて，提案者の実績も踏まえ，提案すること。
- ・ 東部スポーツウェルネスラインの特性や地域資源を踏まえ，産学官の連携強化に寄与すると想定される機能例を提案するとともに，その理由，効果を記載すること。また，機能を踏まえた施設配置案・イメージパースを作成，提案すること。

※ 仕様書に記載している内容は，特に断りがない場合は，実現必須要件である。

※ 類似業務の実績について，当該自治体に問い合わせることがあるため，正確に記載すること。

8 提案内容の評価項目

以下の基準により総合的な評価を行う。

- ・ 業務実施体制・類似業務の実績
- ・ 企画提案内容
- ・ プレゼンテーション
- ・ 見積価格
- ・ 地域経済貢献度

9 審査方法及び審査結果

提案関係書類の審査と併せて，提案内容に係るプレゼンテーションを実施し，提案者への質疑等を行ったうえで契約候補者1者を選定する。

(1) 提案のプレゼンテーション

- ① 日 時 令和6年7月2日（火）または，3日（水）のうち，本市が指定する時間
※ プレゼンテーション時間は，後日参加者に直接通知する。
- ② 場 所 本市が指定する場所（別途連絡）
- ③ 説明時間等 1者あたりの持ち時間は30分とし，うち20分間を発表，10分間を質疑応答とする。
- ④ 説明資料等 資料は，提出したMicrosoft office Word・Excel・PowerPointで作成したデータのみ使用可能とする。なお，Microsoft Office がインストールされたパソコン，プロジェクター，スクリーンは本市が用意する。

(2) 提案者の失格事項

以下のいずれかに該当する場合は，失格とする。

- ① 提案関係書類に虚偽の記載をした者
- ② 提出期限までに所定の書類を提出しなかった者
- ③ 提案プレゼンテーションに参加しない者
- ④ 審査結果の発表までに本要項に定める参加資格に該当しなくなった者
- ⑤ その他，本要項の諸条件に違反した者

(3) 審査結果の発表

- ・ 審査結果は、提案者に対して令和6年7月23日（火）以降に書面により通知する。
- ・ 審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

10 契約

- ・ 提出された提案関係書類及び提案のプレゼンテーションに基づき審査を行い、契約候補者と随意契約により契約を締結する予定である。
- ・ 契約手続き及び契約書は、宇都宮市契約規則の定めるところによる。
- ・ 本市は、契約締結後においても、契約者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。

11 その他

この要項は、令和6年5月29日（水）から適用し、契約を締結した日の翌日にその効力を失う。

12 スケジュール

日 時	項 目	備 考
令和6年5月29日（水）	募集開始	宇都宮市ホームページにて掲載
6月7日（金） 正午必着	参加申請書提出期限 質問書提出期限	電子メールで提出
6月14日（金）	質問に対する回答	宇都宮市ホームページにて掲載
6月21日（金） 午後5時00分必着	企画提案書類提出期限	持参又は郵送で提出
7月2日（火） または、3日（水） ※ 1者30分	プレゼンテーション	・ 提案書に基づき説明すること ・ 担当予定者は出席すること ・ 詳細については後日通知
7月23日（火）	審査結果通知	

13 事務局

〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1-5

宇都宮市 総合政策部 政策審議室（宇都宮市役所5階）

（Tel）028-632-2118 （Mail）u2005@city.utsunomiya.tochigi.jp